

金融庁告示第 号

銀行法第十六条の二第七項及び第五十二条の二十三第六項並びに銀行法施行規則第十七条の二第一項第一号、同条第六項及び第三十四条の十六第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行又はその子会社等のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月 金融監督庁 告示第四十四号）及び銀行法第五十二条の二第六項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月 金融監督庁 告示第四十五号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

平成十四年 月 日

金融庁長官 森 昭治

（定義）

第一条 この告示において「銀行」、「子会社」又は「銀行持株会社」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六

年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、子会社又は銀行持株会社をいう。

2 第二条から第五条までにおいて「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「保険会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」又は「保険業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、保険会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社又は保険業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第六条から第九条までにおいて「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「保険会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第五十二条の二十三第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、保険会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

（銀行等の従属業務を営む子会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第二条 法第十六条の二第一項第八号及び銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十七条の二第一項第一号の場合において、従属業務を営む銀行の子会社が、主として当該銀行

又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。）について、当該銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行の役職員及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である他の銀行又は長期信用銀行（以下この条及び第六条において「銀行等」という。）の役職員を含む。）、その子会社及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である他の銀行等又は銀行業を営む外国の会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行、その子会社である銀行等若しくは銀行業を営む外国の会社又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である他の銀行等のいずれかからの収入があること。

（証券専門会社等の従属業務を営む子会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第三条 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む銀行の子会社が、主

として当該銀行又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、前条第二号中「当該銀行、その子会社である銀行等若しくは銀行業を営む外国の会社又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である他の銀行等」とあるのは、「当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む子会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第四条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む銀行の子会社が、主として当該銀行又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該銀行、その子会社である銀行等若しくは銀行業を営む外国の会社又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である他の銀行等」とあるのは、「当該銀行の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（銀行の従属業務を営む子会社が銀行のために営む従属業務に関する基準）

第五条 法第十六条の二第四項の場合において、従属業務を営む銀行の子会社が、主として当該銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号ま

でに掲げる業務を営む銀行の子会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行の役職員を含む。）からの収入の額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（銀行等の従属業務を営む子会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第六条 法第五十二条の二十三第一項第七号及び規則第三十四条の十六第六項の場合において、従属業務を

営む銀行持株会社の子会社が、主として当該銀行持株会社又はその子会社（銀行業を営む子会社を除く。

）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第三十四条の十六第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第九条までにおいて「それぞれの業務」という。）について、当該銀行持株会社及びその子会社（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の子会社である銀行の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行持株会社のその子会社である銀行等又は銀行

業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

(証券専門会社等の従属業務を営む子会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第七条 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む銀行持株会社の子会社が、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、前条第二号中「当該銀行持株会社の子会社である銀行等又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である証券専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む子会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第八条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む銀行持株会社の子会社が、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、第六条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該銀行持株会社のその子会社である銀行等又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である保険会社

又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準)

第九条 法第五十二条の二十三第三項の場合において、銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第三十四条の十六第一項第一号から第二十一号までに掲げる銀行持株会社の子会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子会社である銀行の役職員を含む。) からの収入の額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

件名

銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、会社が主として銀行又はその子会社等のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件